座 談 会

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）Stavros Thomadakis議長が語る

～職業会計士への信頼の再構築に向けた取組み～

（前列右）
国際会計士倫理基準審議会（IESBA）
議長
Stavros Thomadakis

（前列左）
IESBAテクニカル・ディレクター
Ken Siong

（後列中央）
日本公認会計士協会副会長
鈴木 昌治（すずき まさじ）

（後列左）
日本公認会計士協会
倫理担当常務理事
上林 三子雄（かんばやし みねお）

（後列右）
IESBAボードメンバー
加藤 厚（かとう あつし）

本誌では、2015年10月7日、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）のStavros Thomadakis議長とKen Siongテクニカル・ディレクターの来日の機会に、両氏に加え、日本公認会計士協会（JICPA）副会長の鈴木昌治氏、倫理担当常務理事の上林三子雄氏、IESBAボードメンバーの加藤　厚氏にお集まりいただき、座談会を開催した。

座談会ではIESBAを取り巻く環境に対する議長の認識や、多くの利害関係者の注目を集めている、違法行為への対応プロジェクトや長期的関与プロジェクト等の進捗状況等について、活発な意見交換が行われた。なお、本座談会の内容をより理解するためにも、議長来日直前の2015年9月にニューヨークで開催されたIESBA会議報告を、本誌2015年12月号に掲載しているので、是非、ご一読いただきたい。

はじめに

鈴 木　本日はThomadakis議長とSiongテクニカル・ディレクターには、ご多忙な来日スケジュールの中、座談会にご出席いただき、ありがとうございます。お2人から国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の活動状況についてお話をうかがい、かつ、意見交換できることを大変嬉しく思っております。本日はよろしくお願いいたします。

Thomadakis　私どもは日本に来ることができて光栄に思っております。今回の来日の主な目的の1つは、日本公認会計士協会（JICPA）をはじめ、多くの利害関係者と直接お話をして、より緊密な関係

を築かせていただき、我々IESBAと一緒にIESBA倫理規程の普及につなげていくことです。このようにお会いできる機会をいただいたことを大変嬉しく思っております。IESBAにとって日本は極めて重要な国ですし、JICPAのこれまでのIESBAに対しての多大なるご理解とご支援に対して厚く御礼申し上げます。また、我々の倫理規程をアドプションしていただいていることについても御礼申し上げます。

Siong　私も議長と同じ思いであり、国際倫理基準としてのIESBA規程に対しての日本からの多大なる支援に対して感謝しております。昨今のグローバル経済の状況、また、日本はG20の加盟国の重要な一員であるということからも、日本のような国からサポートをいただくことは極めて重要なことでありますし、これまでのサポートに対しても感謝申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

IESBAを取り巻く環境

加藤　それでは、まず、IESBAの運営等に関する全般的なことについて何かご質問があればお願いします。

鈴木　近年、我々職業会計士や監査の業界を取り巻く環境は、大きく変化しています。そういった中で、IESBAの議長として、IESBAが置かれている現状についてどのように認識しておられますか。

また、その認識の下で、議長としてどのようなお考えでIESBAを運営されているのか、教えていただければと思います。

Thomadakis　おっしゃるとおり、大規模な金融危機が起きてから、職業専門家を取り巻く状況は大きく変わりました。世界中で職業会計士に対して多大なる期待が寄せられるようになり、職業会計士に対する信頼の再構築の必要性も高まっています。

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）議長
Stavros Thomadakis氏

これは、職業会計士がその業務を執行するに足る能力を持っているかどうかという意味だけでなく、誠実であるかどうか、また、公共の利益に対して奉仕する信念を持っているかどうかという意味での信頼の再構築ということです。

我々としても、倫理規程とはこうした意味で極めて重要なツールになると考えています。つまり、職業専門家に対しての信頼を再構築するための戦略的なツールでもあり、また、グローバルな環境の中における職業専門家に対しての評判を高めていくことにもつながると考えています。

そのため、IESBAにおいては様々なプロジェクトを通じて、このような戦略を追求するというアプローチをとっています。これは倫理規程のさらなる拡大及び見直しも含まれる一連のプロジェクトになっています。

IESBAは非常にチャレンジングな難しい課題を抱えていますが、一方で、我々には非常に有利な条件も揃っています。なぜなら、IESBAには、ここにいる加藤さんをはじめとする優秀なボードメンバーが18人もいるわけです。また、IESBAでは様々なプロジェクトを推し進めており、現在のところ、いずれもうまく軌道に乗っている状況にあるといえます。

ですので、目標としては2017年までにはこれらのプロジェクトを通じて、全体的な規程の改訂を行えるように作業を進めているところです。

また、IESBAでは、メンバーの交替プロセスに従い、2015年の12月をもって、ボードメンバーの3分の1が交替し、新たなメンバーが6人加わります。これにより、経験の長いメンバーが交替することにはなりますが、新たに違った能力を持ったメンバーがプロジェクトに対して新しい視点をもたらしてくれるわけですから、弱体化というよりむしろ強化する機会になると思いますので、我々にとっては良いことだと思っています。

鈴木　どうもありがとうございました。是非、IESBAの議長として、世界の職業会計士が、市場関係者から信頼を得られるような良い活動ができる倫理基準を設定していっていただければと期待しております。

IESBA倫理規程の世界におけるアドプションの状況

加藤　それでは具体的なテーマに入りたいと思いますが、ご存知のように日本はIESBA倫理規程をアドプションしています。ところで、他の国や地域におけるアドプションの状況はどのようになっているのか教えていただけますか。

Siong　IESBAで設定された倫理規程は非常に強力な一連の規程になっていますので、既に世界中の様々なところで広範囲に採用されており、100を超える国や地域において、国内規程として取り込まれ、使われています。

我々が把握している限りでは、G20のうちの16か国においては既にアドプション又は利用されているということでした。

多国間における監査業務については、

フォーラム・オブ・ファームズを構成している27の大ネットワークのファームが、既にこの多国間の監査において倫理規程を使うというコミットメントを表明しています。

上林　G20のうち16か国がアドプションしているということですが、米国やカナダのような大国が、まだアドプションしていないことについては、どのようにお考えでしょうか。

また、それらの国がアドプションを進めるための施策についてはどのようにお考えですか。

Siong　倫理規程というのは、会計や監査の基準とは少し違ったものだと思います。世界中の様々な国や地域において、いろいろな機関・団体が職業倫理や独立性に対する責任を有している状況です。会計や監査の基準よりも、IESBAの倫理規程を全体としてアドプションする方が難しい国や地域が世界にはあるということです。

例えば、米国においては上場企業の監査における独立性の規程は、証券取引委員会（SEC）及び公開会社会計監督委員会（PCAOB）によって設定されています。これは、上場企業の監査に関する基準の設定権限を米国議会から付与されているのがSECだからです。非上場企業の監査に関しては、米国公認会計士協会（AICPA）が基準を設定することになっています。AICPAは、IESBAの倫理規程と基本的にコンバージェンスをするというアプローチをとっています。

このように、米国では、法規制における枠組みに特異的なものがあるため、こうしたアプローチがとられています。

また、カナダの場合、職業会計士に対してどのような基準を設定するかについては、米国との地理的な近さもあることから、米国の制度と似ています。また、国際的な基準の動向も斟酌しています。

現在では、IESBAの倫理規程とかなり整合性がとれるぐらいの状況になってきています。しかしながら、監査クライアントに対する非保証業務提供に関する規程については、IESBAの倫理規程というよりはSECの規程に似たものになっています。

我々の希望的観測としては、今後IESBA倫理規程の構成の見直し・改訂を進めていく中で、カナダもより国際的な規程にコンバージェンスしてくれるのではないかと思っています。

IESBAテクニカル・ディレクター
Ken Siong氏

IESBAが現在進めているプロジェクト

加藤　それでは次に、IESBAで現在進行中のプロジェクトの全体的な進捗状況と今後の見通しについて、ご説明いただきたいと思います。

Thomadakis　現在進行中の主なプロジェクトには、次のものがあります。

倫理規程の構成見直し
違法行為への対応（NOCLAR）
長期的関与
セーフガード
パートC（組織内会計士の規程）の改訂
監査報酬（正規のデュープロセス不要）

これらのうち、違法行為への対応（Non-Compliance with Laws and Regulations: NOCLAR）と長期的関与の2つのプロジェクトについては、公開草案に対してコメントを既に受領し、ボードにおいて最終化に向けて審議をしている段階です。

残りのプロジェクトの構成見直しとセーフガードに関しては、2015年12月のIESBA会議において公開草案を承認し、コメントを募集する予定です。

また、パートCのプロジェクトに関しては、現在は公開草案公表のための最終段階にあり、こちらも2016年以降には公表する予定です。

上林　今のお話の中にあった、倫理規程の構成見直しプロジェクトについて、ほかのプロジェクトにどのような影響を与えるのか、教えていただけますか。

Thomadakis　構成見直しのプロジェクトは、他のプロジェクトにも広範に影響するものです。このプロジェクトは規程の内容を変えるのではなく、規程の構成、文言や表現、適用の仕方を変えようというものです。例えば、要求事項と適用指針が明示的に区別された上で、両者は近い場所に記載されることによって、関連性を分かりやすくしたいと考えています。

それから、基本原則や概念的枠組みアプローチを参照する条文についても関連性が分かるようになります。

ご質問である、この構成見直しプロジェクトによる他のプロジェクトへの影響ですが、例えば、セーフガードのプロジェクトについては、今回の構成見直しプロジェクトに従って、規程案の構成を起草していきます。

ほかの3つのプロジェクトに関しては、ま

ず、現在の構成や起草方針で草案していきますが、最終化した後に、構成の見直しをかけていきます。このように、これら一連のプロジェクトが終了した時点では、全てのプロジェクトで構成見直しがかけられることになります。

加藤　例えば、NOCLARや長期的関与、パートCについては、最終規程は現在の構成に従っていったん決めて公表し、さらに次のステップとして新しい構成でもう一度最終規程を公表するという2ステップを踏むことになるのでしょうか。

Thomadakis　そのとおりです。これは中身について再度公開草案を出すのではなくて、再構成だけのために公開草案を出すものなので、より短期間で済みます。

加藤　なぜこういうことに関心を持っているかといいますと、日本の場合はアドプションしますので、まず、全てのIESBA倫理規程を日本語に翻訳し、日本のルールに取り入れるかどうかを検討することになります。もし、現在の構成に基づいた最終規程が公表されたときに翻訳すると、この新たな構成の最終規程が出たときに、再度やり直しをしなければいけません。二度手間を避けるために、日本としてはこの新たな構成による最終規程が出るまで、アドプションを待つことになるのではないかと思います。上林さん、これでよいでしょうか。

上林　そのとおりです。

Thomadakis　翻訳作業を2回行うという問題があることは分かっています。

このプロジェクトの重要な点を強調しておきたいのは、このような構成の見直しをする理由は、使いやすく、翻訳もしやすいものにするためです。我々の希望としては、現行の規程よりは今回の新構成による規程の方が、翻訳する際もそれほど問題となる事項はないだろうと思っています。ですから、新構成による規程は、我々にとって、より世界中の広い地域においてアドプションを促進するための戦略的なツールになると考えています。

長期的関与

加藤　ありがとうございました。それでは、次に長期的関与のプロジェクトについてうかがいたいと思います。公開草案に寄せられたコメントの検討状況や今後の見通しについてご説明いただければと思います。

Thomadakis　長期的関与のプロジェクトは、独立性に対する阻害要因である馴れ合いへの対応を検討するプロジェクトです。我々が提案している規程の原則は、Engagement Partner（EP：日本においては筆頭業務執行社員としている。）のクーリングオフ期間の長期化の必要性を求めており、それによって監査業務に新たな視点を持ち込むことができます。

上場企業やPIE（社会的影響度の高い事業体）の監査において、EPの交替制の改善が重要であると考える国や地域が増えている傾向にあります。それは規制当局のみならず、投資家であったり、利用者であったり、様々な利害関係者にとって重要な点です。

こうした傾向や需要が高まってきていることに対応するために、今回、規程を改訂することを考えたわけです。そして、公開草案を公表した結果、かなり多くのコメントが寄せられていることについては我々も留意しています。

IESBAの提案内容について説明しますと、EPについては、全PIEにおいてクーリングオフ期間を現在の2年間から5年間に延長しようと考えております。ただ、関与期間を現在の7年間より短くすることは考えていません。

それから、EQCR（審査担当者）について現在暫定決定しているのは、上場PIEのみについてクーリングオフ期間を5年間にして、非上場PIEは3年間にすることです。ですので、公開草案と比べると厳しいルールとなります。

上林　日本の個別事情になりますが、この公開草案が出たときに、日本では相当議論が沸騰しました。特に中小監査事務所の影響が大きく、関係者の反応は相当なものでした。

その理由は、EPのクーリングオフ期間が2年間から5年間になるために、人的リソースが少ない中小事務所には相当影響があるためです。

そこで我々としては、適用時期を2年間延長してほしいというコメントを出しましたが、それについてはどのようにお考えですか。

Thomadakis　そういった懸念を抱えていることは分かります。

これは日本だけでなく、他の国や地域でも同様の問題があります。

IESBAはこれまでも常に中小事務所に対して感度を高く保ってきましたし、我々の原則へのコミットメントについても同様です。つまり、全ての企業の監査に対して、また、全ての監査事務所に対して、それぞれの規模や特性に関係なくこのルールを設けるという原則が、結局のところは皆の利益になると信じています。もし、特別なルールや例外を中小事務所のためだけに設ければ、いわば第二級の監査人を創り出すことになります。それは職業専門家としての信頼や評判といった問題が出てくることになりますので、全てに対して単一のルールとすることが我々の原則です。

適用時期を延長したいという主張は分かりますが、これについてSiong氏から何かコメントはありますか。

Siong　適用時期に関しては、最終規程がボードで承認されるプロセスを踏まえ

ると、JICPAのような国際会計士連盟（IFAC）メンバーには、是非その間のIESBAの議論の状況をよく注視していっていただきたいと思います。現在の構成及び起草方針に従った規程の最終化は、2016年の下期を目指しています。

最終化したら、IFACメンバーに対してその内容が伝えられます。そして、新たな構成になった場合にどのような変更があり得るかについては、その時点で伝えられます。JICPAに対してもその実施を考える上で必要となる適用時期についても、そのときに伝えられることになります。

最終化された新たな構成による規程の公表は、2016年の9月ごろになると思います。しかし、この規程は、発効が2018年の予定ですので、例えば、その間に翻訳、実施準備、コミュニケーション、トレーニング、教育などにかける時間が2年確保できます。

中小事務所に関して懸念が出ていることについて、先ほど議長からコメントがありましたが、私からもコメントさせていただきたいことが2つあります。

今、ボードで対応しようとしている監査責任者交替制度の改訂は、監査人の信頼性の問題にからむので非常に重要なものだと考えています。つまり、EPのクーリングオフ期間が現在のように2年間ということは、例えば、16年のうち14年も関与してしまうことになるので、これは信頼性にかかわる問題になってしまいます。

IESBAとしては、独立性と馴れ合いの2つについては、極めて重要な問題として考えているという強いメッセージを市場に対して発したいと考えました。

EPに関しては、クーリングオフ期間を5年間に延ばすように非常に強力かつ堅牢な提案を出しました。先ほど上林さんがおっしゃったような中小事務所の主張については、我々の方にも同様の主張がほかからも寄せられましたが、我々のボードはその主張に納得していません。

なぜかといえば、現行の2年間のクーリングオフ期間であっても中小事務所においては、交替要員の新たなパートナーを確保しなければいけないわけで、既に今の規程で盛り込まれているわけです。

上林　ありがとうございました。今のお話の中にも、EPという言葉が何回か出てきましたが、これに関して我々はコメントを出しました。日本の特徴として、監査報告書は複数名の社員で署名しており、筆頭業務執行社員が最も影響力のある者だと日本では理解しています。

そこで、今回の改訂案で示されているEPに該当するのは日本でいうところの筆頭業務執行社員だけであり、他の業務執行社員はEPには該当しないと日本は理解しています。つまり、クーリングオフ期間は筆頭業務執行社員だけが5年間、その他の業務執行社員は2年間と理解していますが、この理解で正しいでしょうか。

日本公認会計士協会倫理担当常務理事
上林三子雄氏

Thomadakis　そのとおりです。実際に、監査の中で一番重要な意思決定をする者が、筆頭業務執行社員であるならばそうです。つまり、筆頭業務執行社員だけが今回の改訂規程で提案するクーリングオフ期間5年間の対象になります。それが我々の提案の精神です。

加藤　ただ、今のIESBA倫理規程の中には、筆頭業務執行社員（Lead Audit Engagement Partner：LAEP）という用語がありません。EPという用語しかなく、それをそのまま日本語に翻訳すると、全ての業務執行社員が対象になってしまうおそれがあります。

そこで私はボードの会議で、この点を明確にするためにLAEPという用語を倫理規程で用いるか、又は現行のEPの定義をより明確にして、筆頭業務執行社員であることが分かるような定義にしてほしいという意見を出しました。

Thomadakis　その点はタスクフォースで検討させていただきたいと思います。

ただ、私自身の印象では、我々が現在提案している内容の意味するところは、おそらく筆頭ということを意味していると思います。よって、実質的な合意はできていると思いますので、あとはそれをどのように定義するのかという問題だと思います。

違法行為への対応

加藤　続いて、NOCLARプロジェクトについて、議長から、現在の審議状況と今後の見通しについてお話いただければと思います。

Thomadakis　NOCLARについては、現在、最終化の段階に入っています。再公開草案にはかなりの反応が寄せられていますが、そのうちの大多数は、一部条件付き等を含め、支持するものが占めています。これを受けて我々としては、新しい軌道に乗っていると自信を持つことができています。2015年の12月の会議で審議し、おそらく2016年3月には最終化できる予

定です。

NOCLARというのは、これまでに長期にわたり議論されてきた問題です。その中で分かってきたのは、このNOCLARに関する職業会計士の義務について、新たな章を開いたのではないかということです。こういった、守秘義務を損なうことなく適切な開示ができる規程は今回初めて出てきたものです。これは、極めて重要で、また、公共の利益に資する規程だと考えています。

現在の改訂案を見ると、非常に骨を折って苦労して、一段階ずつ、特に、監査人にとって最終判断の時点に至るまでの各段階を書いています。これにより、堅牢で頑健な規程になるようにしています。

上林　再公開草案に対する日本のコメントでは、監査以外の業務を提供する職業会計士（非監査PA）と上級以外の組織内会計士（非上級PAIB）に対する規程案については同意しないとコメントしました。

その理由は2つあり、非監査PAが行う業務は依頼人のために行う特定の業務であり、従事した専門業務を越えて情報の入手をすることが非常に難しいことが1つ目です。

2つ目は、非上級PAIBについてはその職務範囲や権限の範囲内で、会社のために業務執行することが求められているので、その権限を越えて情報を入手することは困難だと考えたからです。

我々の意見についてどのようにお考えでしょうか。

Thomadakis　守秘義務を損なうことなく適切な開示ができる規程は、公平でしかも正確なものでなければいけないと考えています。その一方で、既に改訂案の中には職業会計士のカテゴリーに応じて異なった対応の仕方が盛り込まれており、今のような懸念が既に反映されていると考えます。つまり、会計事務所等の中でも監査を行う者の責任はより高く、非監査PAの責任はより低いということです。上級のPAIBと非上級PAIBの関係についても同じようなことがいえます。

再公開草案に対するコメント対応を検討するタスクフォースの会議が最近開かれたので、Siong氏から検討状況について説明してもらいたいと思います。

Siong　IESBAとしてはNOCLARの規程を、会計士のカテゴリーに応じて比例的なものにしようという意図は明確です。今、話に出た2つのカテゴリーの会計士に対する義務や期待、当初の公開草案を出した後でのPAIBに対しての様々な利害関係者からの懸念について、ボードは認識していました。

今、申し上げたような具体的な懸念を含めて、様々な懸念事項について広範な利害関係者から意見を聞くために、2014年に世界の各地でいくつかのラウンドテーブルを開催しました。その中での議論で明確になったのは、利害関係者の意見は、会計士のカテゴリーごとに、彼らの持つ役割や能力のレベルに応じて責任レベルも違ってしかるべきであり、役割能力の程度に応じて責任レベルも違ってよいということで意見の一致が見られました。

これを踏まえ、ボードは、会計士のカテゴリーごとにNOCLARに対して異なった対応を認めようと考えました。非監査PAと非上級PAIBに関しては、かなり大幅に削減された責任しかないことについて、日本の懸念をボードは認識しております。

違法行為があるかもしれないという可能性を示唆する情報に接することがあった場合には、全ての会計士が対応しなければいけないというのは明白なことです。一方で、非監査PAと非上級PAIBに関しては、その情報を集める能力が極めて限られていることも認識しています。

また、問題となる事項について理解を深めるための情報収集については、監査人の方がより理解をするための権限が強大であり、また、上級PAIBについても同様です。

理解するよう求めるという要件は、非監査PAと非上級PAIBに関してはかなり緩和されています。こうした人たちは情報収集に限界があることから、全体的な理解はできないかもしれませんが、少なくとも理解しようとする試み(shall seek to obtain)が求められるということです。

非監査PA又は非上級PAIBが理解しようと努力すれば、その対応でこの規程を満たしていることになりますので、十分理解するために、全ての必要な情報を集めることができなかったとしても規程上の義務を果たしていると考えられます。

上林　もう1点うかがいたいのは、この規程は強制ではなく、あくまでもガイダンスであるということでよろしいですか。再公開草案には、ガイダンスであるという記載がありますが。

Siong　基準です。強制か非強制かということにかかわらず、全ての会計士に対して、新たな責任(responsibility)を担わせようとする基準です。

一方で、違法行為に関連するかもしれない情報に遭遇したときのような、非常に困難な状況に陥ったときに、会計士を支援するガイダンスを提供することを意図している基準でもあります。

ただ、ボードとしては、この規程を、単にガイダンスだから準拠してもしなくてもよいというように扱ってほしいとは思っていません。違法行為に対して目を背ける状況になるのは避けたいのです。そのため、会計士がしっかりと違法行為に関する情報について対応することを求めています。

日本のコメントを踏まえ、会計士に対しての責任を規程の中で明確化するように

12月の会議でボードに提案する予定です。

Thomadakis　私見では、この規程の記載ぶりは、監査人が何をやるべきかが詳細かつ段階的に書かれています。監査人は最高レベルの責任を負っていますが、こういった記載ぶりをすることによって、法的に確実性を提供することとなり、実質的に監査人の保護措置にもなると思います。

法律の記載ぶりを例にとりますと、EUでは同様の規程が僅か2~3行で、監査人は違法行為又はその疑いのある情報に接した場合には、それを報告しなければいけないとしか書いてありません。そのような状況ではより多くの説明やサポートが必要になると思います。そうでないと監査人たちは法的なリスクに晒されることになります。

今回の改訂案で我々が達成したいのは、そのような監査人や会計士を守ることであり、法的な不確実性から彼らを保護することを意図しています。改訂案が基準であることに変わりはありませんが、ガイダンスとして監査人やその他の会計士が段階的に順を追って違法行為に対応できるようにしたいと思ったわけです。この点は非常に重要なのでご留意いただきたいと思います。

加藤　私もタスクフォースのメンバーですので一言コメントしますと、このNOCLARの規程が要求事項なのか、ガイダンスなのかということについては、やはりその理解において難しさがあると思います。再公開草案に寄せられたコメントの中にも、要求事項又はガイダンスのどちらかにすべきだというコメントがかなり寄せられています。

それらの理由の1つは、上林さんがおっしゃったように、再公開草案の規定の中で“to guide”という言葉を使っていることにあります。我々タスクフォースが、要求事項ということを避けるためにわざわざ「ガイダンス」という言葉を使ったのです。

IESBAボードメンバー
加藤　厚氏

なぜそうしたかというと、最初の公開草案が守秘義務に反してでも外部に通報することを求めたことに対して、それはあまりにも強すぎる要求事項だという批判があったので、再公開草案では要求事項でないようにしようということがタスクフォースの結論だったわけです。いずれにせよ、職業会計士の責任（responsibility）ということにフォーカスして、皆が正しく理解するような対応をすべきだと思います。

監査報酬

加藤　続いて、監査報酬に関してスタッフペーパーを出そうという取組みについてうかがいたいと思います。

Thomadakis　倫理規程との関係における監査報酬の問題は、既に2017年までの作業計画の中に含まれています。

様々な分野の多くの方々、利害関係者、特にPIOB（公益監視委員会）から、監査報酬の切下げプレッシャーが最近非常に強くなっているという問題を検討してはどうかとの意見がありました。

監査報酬というのは複雑な問題です。例えば、監査の効率性にも品質にも、また監査市場における競争力にも関係します。我々の懸念事項は、この広範囲にとらえた監査報酬という大きな問題の中で、どの部分が倫理規程に影響があるのかということを見極めたいということです。

この問題に対する準備を始めるための2つの予備的なステップを踏むことをボードで決定しました。

1つ目のステップは、各国・地域における監査報酬のトレンドを特定するため、また、各国・地域における規制当局の対応の傾向を把握するための作業部会を作ることです。

2つ目のステップとしては、スタッフペーパーを作成することです。監査報酬に関する記載は倫理規程に既にあり、監査報酬のレベル又は倫理的な行動は守らなければいけない、監査の品質は維持しなければいけないといった非常にシンプルなメッセージを盛り込んでいますので、あとはこの認知向上をしていかなければいけないと考えています。

上林　監査報酬切下げプレッシャーの問題は、監査人だけでは解決できないので、このスタッフペーパーについては、企業や規制当局等幅広い市場関係者に対しても公表していただきたいと思います。

Thomadakis　監査報酬の問題は他の市場関係者も含めて対応すべきというご意見には全く同感です。したがって、このスタッフペーパーは広範囲に公表すべきだと思っており、全ての利害関係者がこの文書を入手できるようにしたいと思っています。しかしながら、IESBA及びIESBA倫理規程に与えられた権限というのは、監査人やその他の会計士のみを対象にしたものですので、将来的に最終

化される規程については、やはり監査人とその他の会計士を対象としたグループに対象を絞ったものになります。

加藤　私もこの監査報酬のスタッフペーパーに関するアドバイザリーグループのメンバーとして議長と共に参加していますので、なるべく簡潔でクリアなメッセージを適切なオーディエンスに発信できるように、議長と一緒に働きかけていきたいと思っています。

終わりに

加藤　そろそろ時間になりましたので、最後に皆様から一言ずつお願いしたいと思います。

鈴木　本日はどうもありがとうございました。お2人から貴重なお話をうかがうことができ、大変有益なものとなりました。

本座談会の記事は、職業会計士だけでなく財務諸表作成者や利用者を含む多くの利害関係者の方が読まれると思います。したがいまして、本日お話をうかがって、我々職業会計士に加えて、そういった多くの利害関係者の方が一丸となって、

日本公認会計士協会副会長
鈴木昌治氏

IESBAが取り組む様々な活動に対して、さらなる理解と協力を行っていくための契機となればよいと考えております。

上林　これは日ごろからIESBAに対してお願いしていることですが、日本が倫理規程を完全にアドプションしているといっても、重要なことは、日本の会計士が規程を完全に理解し、実践・実行しなければいけません。英語で書かれた原文を日本語に訳し、規程内容を正しく理解するためにも、できるだけ冗長的な文章は避け、より分かりやすい英語の文章にしていただくよう改めてお願いしたいと思います。

Thomadakis　今回の構成見直しプロジェクトの目的は、文章をより明確でシンプルな翻訳しやすいものにすることを目的に行っていますので、IESBAにおいてもこれは継続的に努力していかなければいけないことと思います。新たな基準についてもしかりで、翻訳のしやすさは継続検討課題だと思っています。私自身も英語が母国語ではありませんので、翻訳の問題というのは重々理解しています。

まとめの言葉になりますが、本日の意見交換は本当に実り多きものだったと思います。JICPAの状況や懸念事項を直接うかがい、より理解を深めることができました。

日本のみならずグローバルな環境においてより良い規程の設定とその実施につながればと思っていますので、そのためにも日本の皆さんとの協力を継続していきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

Siong　本日は、このような機会をいただきありがとうございました。JICPAの皆さんと直接このようなお話をすることができましたし、今後も是非、両組織の間で協力を続けていきたいと思っています。

鈴木・上林・加藤　ありがとうございました。

＊必須研修科目「職業倫理」研修教材
教材コード　Ｊ０１０１０６
研修コード　１００１
履修単位　１単位